

**DISCLOSURE**  
**REPORT**  
**2023**



# 目 次

I.	ごあいさつ	1
II.	経営方針	
	1. 経営基本理念	2
	2. 基本方針	2
III.	概況及び組織に関する事項	
	1. 業務の運営の組織	
	◆ 組織機構図	3
	◆ 組合員数及びその増減	4
	◆ 出資口数及びその増減	4
	◆ 組合員組織の概況	5
	◆ 地区一覧	5
	◆ 職員数	5
	2. 理事及び監事の氏名及び役職名	
	◆ 役員一覧	6
	3. 事業所の名称及び所在地	
	◆ 店舗一覧	7
IV.	主要な業務の内容	
	1. 全般的な概況〔取組みとその結果実績及び対処すべき課題〕	8
	2. 各事業の概況〔活動・実績〕	
	◆ 信用事業	10
	◆ 共済事業	13
	◆ 農業・生活関連事業	13
V.	事業活動に関する事項	
	1. 事業活動のトピックス	15
	2. 農業振興活動	17
	3. 地域貢献情報	18
	4. 情報提供活動	19
	5. リスク管理の状況	
	◆ リスク管理体制	19
	◆ 法令遵守体制	21
	◆ 金融ADR制度への対応	24
	◆ 金融商品の勧誘方針	25
	◆ 個人情報の取扱い方針	26
	◆ 内部監査体制	27
	6. 自己資本の状況	
	◆ 自己資本比率の状況	28
	◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実	28

## VI. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況	
◆ 貸借対照表	29
◆ 損益計算書	30
◆ 注記表	31
◆ 剰余金処分計算書	55
2. 計算書類の正確性等にかかる確認	56
3. 会計監査人の監査	57
4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	57
5. 利益総括表	58
6. 資金運用収支の内訳	58
7. 受取・支払利息の増減額	59
8. 自己資本の充実の状況	60

## VII. 直近2事業年度における事業の実績

1. 信用事業	
◆ 貯金に関する指標	77
◆ 貸出金に関する指標	78
◆ 為替	82
◆ 有価証券に関する指標	83
◆ 有価証券の時価情報等	83
2. 共済事業	86
3. 農業・生活関連事業	88

## VIII. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率	90
2. 貯貸率・貯証率	90
3. 職員一人当たり指標	90
4. 一店舗当たり指標	90

## IX. 役員等の報酬体系

1. 役員	91
2. 職員等	92
3. その他	92

## I ごあいさつ



J A 福岡京築として歩みを始めてから 10 年を迎えることが出来ました。これもひとえに組合員、利用者の皆様のご支援・ご理解の賜物と役職員一同、心から感謝している所でございます。

さて、足元を見ると、コロナ禍がいまだに暗い影を落とし、農産物消費の減退が続いている所に加え、ウクライナ戦争の長期化により農業生産資材の高騰という二重苦に襲われており、農業経営が過去に経験したことのないような厳しい状況に置かれている所でございます。

政府としても肥料高騰対策として補助金を拠出しており、当 J A としても肥料農薬品目の集中化によるコスト低減と営農継続支援金の拠出により、農業所得減少の下支えに取り組んで参りました。

一方、J A 経営をめぐる情勢は、資金運用環境の好転が見込めない中ではありますが、令和 4 年度決算において、事業利益 2 億 5, 866 万円、当期剰余金 1 億 1, 308 万円を確保する事が出来ました。このことは、組合員・利用者の皆様のご支援の賜物であり、心から感謝申し上げます。

さらに、将来にわたり総合事業体としての機能を発揮するため、その第一弾として支店の再編を行い、すべての工程を滞りなく終えることができました。第二弾として営農・購買拠点の再編を図り、人材・経営資源の集約化により組合員・利用者の負託に応える体制を構築して参ります。

また、農産物販売面では、近年オープンした京築恵みの郷「ゆくはし店」が順調に売上げを伸ばしており、第二弾として「ちくじょう店」のオープンを果たした所でございます。

今後は主要生産物である米・麦・大豆・野菜・果樹の新たな販売先開拓と直売所の強化等を進め、「農業者の所得増大」という大命題に役職員一丸となって取り組んで参ります。

明るく元気で豊かな京築地区の創造に貢献するため、役職員一同邁進して参りますので、組合員・利用者皆様のより一層のご支援・ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

代表理事組合長 進 公義

## Ⅱ 経営方針

### 1. 経営基本理念

**私たちは、京築地域の「農」を育む活動を通じて、  
「食」にこだわり、組合員・地域に笑顔と元気を発信します。**

#### [ 行 動 指 針 ]

1. お客様には誠意をもって、迅速・正確・丁寧・親切・公平に対応します。
2. J Aを代表していることを認識し責任をもって行動します。
3. 組合員・利用者に信頼と満足を提供できる専門知識を身につけます。
4. 健康に注意し、職員相互の融和をはかり、明るい職場をつくります。
5. 報告、連絡、相談を励行します。

### 2. 基本方針

持続可能な経営基盤の確立・強化をめざし「持続可能な収益性」や「将来にわたる健全性」を確保するためのシミュレーションを踏まえた経営判断を行うとともに、コンプライアンス態勢の強化及び不祥事未然防止の更なる取り組みを含めた内部統制の強化を図りながら、3つの基本目標を中心として以下の実践事項を柱に取り組みます。

- 需要に応じた販売強化とコスト低減による「農業者の所得増大」
- 出向く活動等を通じた多様な経営体への支援による「農業生産の拡大」
- J A地域密着活動およびくらしの活動の実践による「地域の活性化」
- 事業所再編・機能充実および収支改善によるJ A経営基盤の確立・強化

「地域に必要とされるJ A」であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組みます。

#### ◆営農・経済事業部門

米については、良質米生産および農地の利用集積対応とともに、麦・大豆については、需要に即した品質・収量の確保に向けた栽培管理指導およびソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した栽培管理情報発信の強化を図り、講習会等の実施及び生産技術の確立と普及拡大に取り組みます。

園芸については、重点品目の生産面積・生産量の増加による強い産地づくりを目指すとともに、パッケージセンターの活用による労働力の軽減対策を図り、青果物輸送環境の変化（2024問題）に対応した集出荷体制の構築を図ります。

地産地消事業は、生産履歴管理システムの運用により、消費者から求められる安全・安心な京築農産物の生産販売に取組むとともに、更なる農家所得増大に向け、新直売所京築恵みの郷「ちくじょう店」を開店し、京築農産物の情報発信に努めます。

経済部門では、主要肥料銘柄の集約、大型規格農薬の普及拡大等による生産資材価格の引き下げを図ります。

また、予約注文書による生産資材価格の「見える化」に取り組み、組合員の所得増大の実現を目指します。

#### ◆信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJ Aバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJ Aを徹底的に追及した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

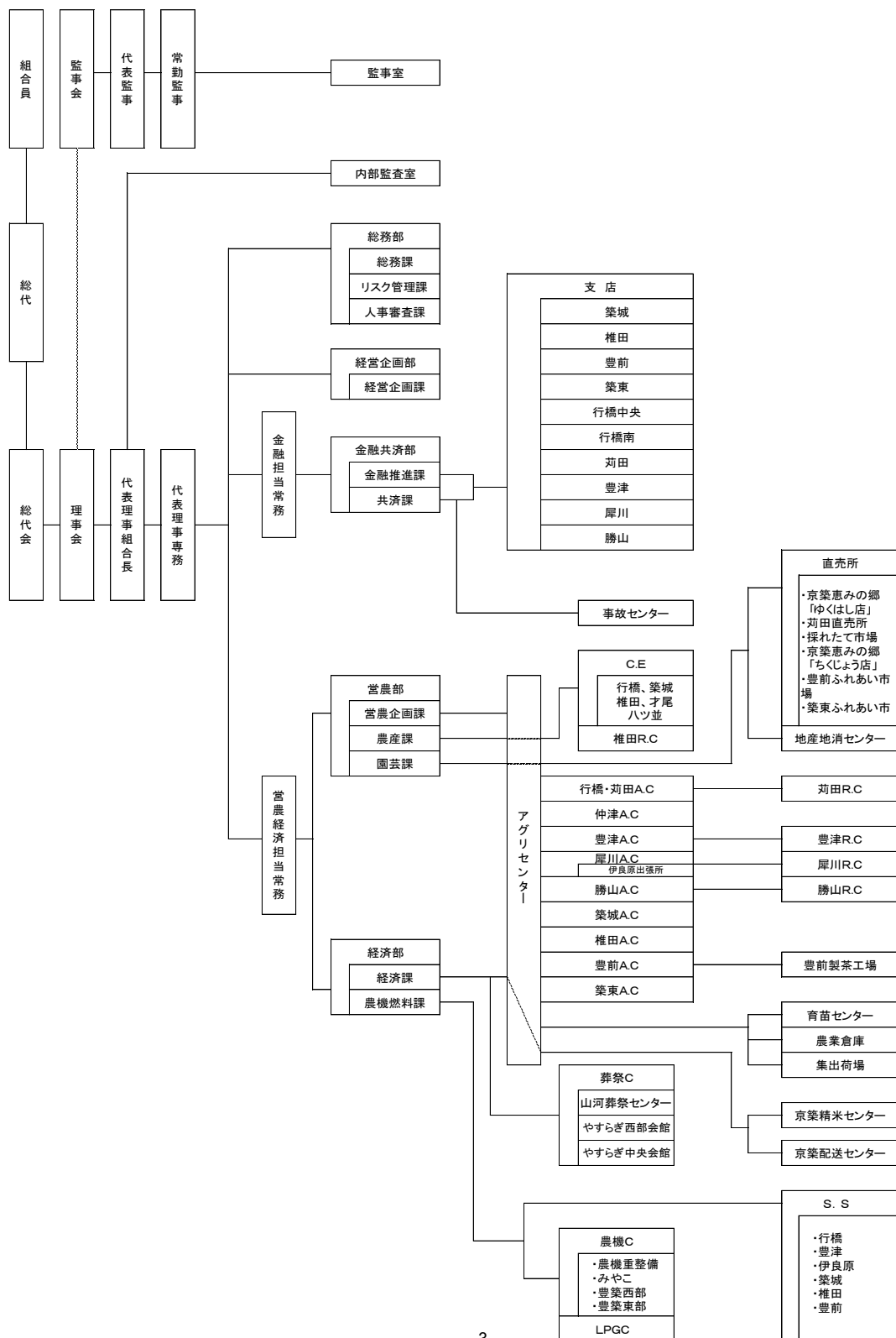
◆ 共済事業部門

J A 共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフスタイルやライフサイクルに応じた「ひと、いえ、くるま、農業」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度No. 1をめざします。

### Ⅲ. 概況及び組織に関する事項

#### 1. 業務の運営の組織

◆ 組織機構図（令和5年6月30日現在）



## ◆ 組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
正 組 合 員	11,769	11,373	△ 396
個人	11,680	11,282	△ 398
法人	89	91	2
准 組 合 員	12,561	12,445	△ 116
個人	12,517	12,404	△ 113
法人	44	41	△ 3
合 計	24,330	23,818	△ 512

## ◆ 出資口数及びその増減

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
正 組 合 員	1,912,088	1,859,657	△ 52,431
准 組 合 員	821,210	828,253	7,043
小 計	2,733,298	2,687,910	△ 45,388
処分未済持分	30,463	32,591	2,128
合 計	2,763,761	2,720,501	△ 43,260

(摘要) (1) 出資1口金額 1,000円

## ◆ 組合員組織の概況（令和5年3月31日現在）

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
農 事 組 合	(戸数) 10,629	夏 秋 な す 部 会	41
女 性 部	719	な 花 部 会	17
青 壯 年 部	63	豊 津 そ 菜 部 会	12
年 金 友 の 会	11,019	新 田 原 果 樹 部 会	90
ほ う ら い の 会	20	豊 津 果 樹 部 会	12
青色申告会（豊築地区）	483	犀 川 果 樹 部 会	7
みやこ地区青色申告会	223	ゆ ず 専 門 部	38
普 通 作 部 会	2,249	い ち じ く 専 門 部	25
直 売 所 部 会	1,445	行 橋 い ち じ く 部 会	29
筍 部 会	65	ハ ウ ス い ち じ く 研 究 会	6
ブ ロ ッ コ リ ー 部 会	94	花 卉 部 会	66
レ タ ス 部 会	27	犀 川 花 き 部 会	14
ス イ ー ト コ ー ン 部 会	46	豊 津 花 卉 部 会	7
い ち ご 部 会	62	採 種 専 門 部 会	17
美 夜 古 白 ね ぎ 部 会	40	茶 部 会	6
勝 山 ね ぎ 部 会	4	イ ン シ ョ ッ プ 部 会	114

## ◆ 地区一覧

行橋市・豊前市・京都郡及び築上郡一円の区域（行橋市・苅田町・みやこ町・豊前市・築上町・吉富町・上毛町）

## ◆ 職員数

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度			
		うち男	うち女		
正 職 員 数	一般事務職員	190	181	128	53
	営農指導員	31	30	30	0
	生活指導員	1	1	0	1
	その他専門技術職員	8	7	7	0
小 計	230	219	165	54	
常 雇	172	165	62	103	
臨 時 ・ パ ー ト	7	11	8	3	
合 計	409	395	235	160	



## 2. 理事及び監事の氏名及び役職名

### ◆ 役員一覧

(令和5年6月30日現在)

役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無	氏 名	備 考
代表理事組合長	常 勤	有	進 公 義	— (実践的能力者)
代表理事専務	常 勤	有	梅 田 正 規	学 経 (実践的能力者)
常 務 理 事	常 勤	無	田 中 英 明	学経(金融担当) (実践的能力者)
常 務 理 事	常 勤	無	植 田 優	学経(営農・経済担当) (実践的能力者)
理 事	非常勤	無	畑 中 安 生	総 務 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	角 田 基 裕	総 務
理 事	非常勤	無	穴 田 栄 一	金 融 ・ 共 済 (実践的能力者)
理 事	非常勤	無	石 川 誠	営 農 ・ 経 済 (実践的能力者)
理 事	非常勤	無	田 村 桂 一	金 融 ・ 共 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	我 有 哲 也	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	山 崎 廣 美	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	時 本 数 章	総 務 (実践的能力者)
理 事	非常勤	無	宮 本 聡 明	金 融 ・ 共 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	九 十 九 実	金 融 ・ 共 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	新 見 修	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	竹 本 孝 博	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	山 本 幸 雄	総 務 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	田 淵 朗	総 務
理 事	非常勤	無	椎 野 輝 美	総 務 (実践的能力者)
理 事	非常勤	無	村 岡 潤 一	総 務 (実践的能力者)
理 事	非常勤	無	大 森 洋 一	総 務 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	鞘 野 正 明	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	戸 丸 英 治	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	松 蔭 悟 日 梅	金 融 ・ 共 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	川 上 剛 一	金 融 ・ 共 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	百 坂 友 治	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	内 川 好 江	営 農 ・ 経 済
理 事	非常勤	無	高 尾 美 代 子	金 融 ・ 共 済
代 表 監 事	非常勤	—	小 野 慈 展	—
常 勤 監 事	常 勤	—	末 廣 裕 一	学 経
監 事	非常勤	—	出 口 政 廣	—
監 事	非常勤	—	藤 河 哲 也	員 外
監 事	非常勤	—	中 川 裕 次	員 外

### 3. 事業所の名称及び所在地

#### ◆店舗一覧

(令和5年6月30日現在)

店舗名	住 所	電話番号	A T M 設置台数
総務金融本店	豊前市大字荒堀500	0979-82-5555	
営農経済本部	行橋市中央1-2-13	0930-24-2611	
築城支店	築上郡築上町大字築城1177-1	0930-52-0004	1台
椎田支店	築上郡築上町大字椎田920-1	0930-56-0123	1台
豊前支店	豊前市大字吉木991-5	0979-82-8716	1台
築東支店	築上郡上毛町大字垂水1329-1	0979-72-2010	1台
行橋中央支店	行橋市西宮市5-11-1	0930-23-2132	1台
行橋南支店	行橋市大字今井1269-1	0930-22-1002	1台
苅田支店	京都郡苅田町京町2-4-1	093-436-1031	1台
豊津支店	京都郡みやこ町国分231	0930-33-2311	1台
犀川支店	京都郡みやこ町犀川本庄470-1	0930-42-0007	1台
勝山支店	京都郡みやこ町勝山上田934-3	0930-32-2611	

店舗外C D・A T M設置台数 9台

#### ◇店舗外A T M設置場所

設置場所	台数
総務金融本店	1台
営農経済本部	1台
旧豊前南部支店	1台
旧吉富支店	1台
旧長峽支店	1台
旧中京支店	1台
行橋市役所	(銀行との共同運行) 1台
苅田町役場	(銀行との共同運行) 1台
勝山アグリセンター	1台

## IV. 主要な業務の内容

### 1. 全般的な概況〔 取組みとその結果・実績及び対処すべき課題 〕

#### ① 業 況

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症第7波（令和4年7月～9月）による過去最大の感染者数の更新やロシアによるウクライナ侵略を契機とした世界中の取引価格の高騰により、日本経済に甚大なる影響をもたらしました。

コロナ禍からの回復途上にあった農業分野においても、燃料・資材等の高騰は農業者の自助努力の範囲を超えるものであり、国・行政による支援策が打ち出された中、当組合においても「営農継続緊急支援金」として組合員への支援を行いました。また、日本の食料及び農業生産における輸入依存度の高まりは、改めて日本の食料安全保障における懸念を招く結果となりました。

このような中、当組合においては、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向けた取り組みとして、他金融機関と遜色のない高度でかつ専門的なサービスの維持・提供のため金融店舗を14支店から10支店に、給油所を10店舗から6店舗に再編いたしました。また、営農、購買拠点集約に向け、園芸指導員の集約等具体的な取り組み方針の検討を行いました。

一方、平成31年4月にオープンした大型直売所京築恵みの郷「ゆくはし店」に続き、2号店として令和5年4月オープンの京築恵みの郷「ちくじょう店」の建設が完了しました。

JA福岡京築では、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向けた自己改革の取り組み、不祥事再発防止策の実践によるコンプライアンス遵守の徹底により組合員・利用者に信頼され選ばれ続けるJAを目指して役職員一丸となり取り組んでまいりました。

財務状況においては、自己資本比率11.19%、固定比率120.5%、

損益面では、事業利益2億5,866万円、当期剰余金1億1,308万円となりました。

なお、主な事業活動と成果については、次項のとおりです。

## ② 令和4年度 主要事業実績

(単位：百万円、%)

事業項目		計画	実績	達成率
販売	販売品販売高	5,079	4,979	98.0
	米	1,501	1,349	89.9
	飼料用米	70	65	92.2
	麦	300	485	161.5
	大豆	120	108	90.0
	野菜類	500	487	97.4
	果樹類	180	167	92.7
	花卉類	52	44	84.9
	茶	1	1	92.3
	種子(水稻・麦)	55	51	93.1
	直売所	2,300	2,222	96.5
貯金	期末残高	164,000	161,284	98.3
融資	期末残高	14,550	15,143	104.0
共済	長期共済新契約Pt	4,200,000 Pt	3,558,539 Pt	84.7
	長期共済期末保有Pt	13,900,000 Pt	13,954,686 Pt	100.3
	自動車共済件数	18,900件	18,608件	98.4
	自賠償契約件数	10,000件	10,893件	108.9
	傷害共済件数	10,400件	9,961件	95.8
購買	購買品供給高	3,679	3,891	105.7
	生産資材	1,313	1,472	112.1
	生活資材	180	177	98.5
	農業機械・車両	462	489	105.9
	燃料	1,724	1,751	101.6
葬祭	葬祭取扱高	405	431	106.5

## ◆ 対処すべき重要な課題

## (1) 再発防止策実践によるコンプライアンス態勢の強化

令和2年度に発覚しました不祥事を受け、不祥事再発防止策に基づき定着に向けた取り組みが進展しておりましたが、令和4年11月に平成30年に締結した共済契約において、不正契約（架空契約、無断借名契約）が発覚いたしました。

本件につきましては、外部の弁護士2名及び員外監事で構成された特別調査委員会を設置して、原因究明及び内部管理体制の問題点分析等を行い、再発防止策を策定し、着実に取り組んでまいります。

(2) 自己改革に関する取り組み

当JAは、自己改革に関する基本目標である、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を掲げ、取り組んでおります。農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、組合員との徹底した対話を通じ、「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

当該事業年度における自己改革に関する取り組み、組合の事業運営等に対する準組合員の意志等の反映及び事業利用に関する事項については、「自己改革実践プラン」、「自己改革取組レポート」に記載しております。

2. 令和4年度各事業の概況〔活動・実績〕

◆ 信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

令和4年度は、「組合員・地域から必要とされる金融機関」の実現に向け、組合員・地域住民への訪問活動と各種相談対応に取り組む、年金友の会365名の方が新規会員となり総会員11,019名となりました。

貯金については、各種キャンペーンの有効活用により、令和4年度末で1,612億8,428万円となりました。

また、貸出金は、18億5,908万円の新規実行により令和4年度末で151億4,344万円となりました。

◇ 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみならず事業者のみならずからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

種類	お預入期間	お預入額	特徴
総合口座	出し入れ自由	1円以上	給与、年金等の受取り、公共料金等のお支払い、自動融資での借入れなど大変便利な口座です。
スーパー定期貯金	1、2、3、6ヶ月、 1年～5年	1円以上	預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回り商品（安全有利）です。総合口座にセットすれば自動融資が利用できます。
大口定期貯金	同上	1,000万円 以上	預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回り商品（安全有利）です。総合口座にセットすれば自動融資が利用できます。
期日指定定期貯金	最長3年 (内据置1年)	1円以上～ 300万円未満	据置期間経過後は、1ヶ月以上前に指定することにより、自由に期日を設定でき、元金の一部支払もできます。（個人のみ）
年金感謝定期貯金	1年	1万円以上～ 300万円以内	JAで年金を受給されている方が対象で、店頭表示金利の0.1%上乗せ商品です。
変動金利定期貯金	1年～3年	1円以上	預け入れた定額貯金の金利が、金融情勢にあわせて半年に一度見直しされる商品です。マネープランの幅が広がります。
定期積金	1年～5年	1,000円以上	目的に合わせた資金計画が無理なくできる商品です。

(注1) 上記一覧表は概略であり、詳細については最寄りの窓口でお尋ね下さい。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

貸出金残高 (令和5年3月末)

(単位：百万円)

組合員等	地方公共団体等	その他	計
11,864	518	2,761	15,143

貸出商品一覧表

(単位：百万円)

資金名		用途	貸出先	貸出限度	貸出期間
手形貸付	貯金(定期積金含む)担保貸付	特に定めない	貯金契約者	担保として質入れされた貯金額の範囲	当該貯金の満期日以内で1年以内
	共済担保貸付	同上	共済契約のある組合員・個人	貸付可能額の範囲	6ヶ月以内で共済契約期限以内
証書貸付	住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・借り換え等	組合員(個人)	10万円以上10,000万円以内(事業費の100%以内)	3年以上35年以内(協会型)
	リフォームローン	住宅の増改築等(住宅に附帯する設備・施設等)	同上	10万円以上1,000万円以内	1年以上15年以内(うち据置6ヶ月以内)(協会型)
	多目的ローン	特に定めない	同上	500万円以内	10年以内(協会型)
	フリーローン			10万円以上500万円以内	15年以内(九総信型)
	教育ローン	就学子弟の学費等	同上	1,000万円以内	据置期間を含め15年以内
	マイカーローン	自動車購入等	同上	1,000万円以内	10年以内(協会型)
	農機ハウスローン	農機具購入等資金	同上	1,000万円以内	10年以内(うち据置2年以内)
	営農資金	農業関連施設等の取得資金	組合員(法人等含む)	所要資金の範囲内(協会型)	20年以内
担い手育成支援資金・生活改善資金・農業外事業資金・一般資金等	詳細は最寄りの窓口でお尋ね下さい	同左	同左	同左	
貸越	営農ローン	営農に必要な運転資金	組合員(個人)	300万円以内	1年(1年更新)
	カードローン	特に定めない	同上	同上	同上

(注1) 上記一覧表は概略であり、詳細については最寄りの窓口でお尋ねください。

◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

■振込手数料

(単位：円)

項 目		自店宛	本支店宛	県内系統宛	県外系統宛	他行宛	
窓 口	テレ振込	3万円未満	110 ※1・※2	220 ※1	330	330	605
		3万円以上	220 ※1	440 ※1	550	550	770
	文書振込	3万円未満	—	220 ※1	220	220	440
		3万円以上	—	440 ※1	440	440	660
自動化機器	3万円未満	無料	110	110	110	330	
	3万円以上	無料	220	220	220	550	
JAネット バンキング	3万円未満	無料	無料	110	220	330	
	3万円以上	無料	無料	220	330	440	

※1. 相続での自店・本支店振込は無料。

※2. 窓口での自店振込で組合員である個人の方は無料。

(注1) 詳細については最寄りの窓口でお尋ねください。

■手形・小切手・手数料

(単位：円)

項 目		手数料
代金取立	電子交換取立 (1通)	880 ※1
	個別取立 (1通)	1,100 ※2
組 戻	振込・送金・取立手形・その他	1,100
	不渡手形返却料	
	取立手形店頭呈示料 ※3	

※1. 小切手・手形による通帳へのご入金等についても、代金取立手数料の対象となります。

※2. 貯金証書、貯金通帳および電子交換取立へ持出できない証券類が対象となります。

※3. 1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。

(注1) 詳細については最寄りの窓口でお尋ねください。

◇サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◆共済事業

J Aの共済事業は、相互扶助（助け合い）の精神を理念とし、常に組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供します。

J A共済は、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めます。

J A共済は、事業活動の積極的な取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

地域における組合員・利用者の保障充足と将来にわたる事業基盤の維持・拡大に向け、地域特性に応じたエリア戦略を展開し、3 Q訪問活動等を通じた組合員・利用者との接点強化および保障提案型推進の取組強化に努めました。

この結果、長期新契約を355万ポイント挙積することができ、保有ポイントについては、死亡保障から生存保障への見直しなどにより、期末保有1,395万ポイントとなりました。

※「推進ポイントは、共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しております。」

種 別	保障目的の目安	特 徴
終 身 共 済	一生涯にわたる万一の保障	万一の場合にも、残されたご家族をしっかり守ります。病気や災害の保証も組み合わせやすい生涯安心プランです。
養 老 生 命 共 済	貯蓄しながら、万一のときにも備えられる保障	万一の保障や各種資金づくりにと計画でき、保障と貯蓄の両立プランです。
医 療 共 済	先進医療にも備えられる充実の医療保障	さまざまな病気・ケガそしてがんによる入院・手術・放射線治療を保証する安心プランです。共済期間や入院共済金の支払限度日数、それに入院見舞保障や先進医療保障の負荷についても、ニーズにあわせてお選びいただけます。
が ん 共 済	「がん」を幅広く一生涯を通じて保障	がんになっても、一生涯にわたって入院から療養まで幅広く保障する充実プランです。
特定重度疾病共済 (そなエール)	身近な生活習慣病のリスクに備える保障	三大疾病やその他の生活習慣病に備えられる幅広い保障プランです。
生 活 障 害 共 済 (ささエール)	働けなくなるリスクに備えられる安心の保障	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる安心プランです。
介 護 共 済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。	公的介護保険制度に連動して、幅広い要介護状態に対応した安心プランです。
認 知 症 共 済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害まで幅広く保証するプランです。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	ゆとりある老後のために増える楽しみがある老後の保障	公的年金にプラスして老後の暮らしの生活基盤づくりにご活用いただけます。
こ ども 共 済	かけがえのないお子さまの「育つ」と「学ぶ」を丸ごと保障	お子さまの成長に合わせて必要となる教育資金を準備しながら、お子さまや親（契約者）が万一の場合も保障する安心プランです。
建 物 更 生 共 済 (むてきプラス・MY家財プラス)	火災はもちろん、自然災害や地震にも備えられる建物や家財の保障	お住まいや、身のまわりの家財、家具など大切な財産を火災や自然災害からしっかり守り、リフォーム資金も準備できるプランです。

◆農業・生活関連事業

◇営農指導

令和4年産米の作柄は、7月中旬が平年に比べ日照不足でしたが、9月以降はおおむね平年並みに推移したので、福岡県北東部の作況指数は102（前年度98）とやや良となりました。またJ Aの集荷数量は105,658俵で前年対比116%の集荷率となりました。また、令和4年度農業振興支援策は、営農企画部門で36万円、普通作部門で442万円、園芸部門で786万円、地産地消部門で341万円の各種助成を行いました。



#### ◇販売事業

令和4年度の米販売高は、前年より2億9,521万円増加し、14億1,346万円となりました。

麦類については、作付面積が前年より37ha増加の1,882haとなり、作柄も4年連続の豊作で、販売高は4億8,452万円となりました。

園芸部門の作付面積については、果樹のいちじく、花卉のほおずき・ケイトウが県下1位の面積を維持することができ、果樹のキウイフルーツ（甘うい）は作付7年目を迎え5haの面積維持をしました。一方、野菜については、冬場の主力品目であるいちごは本年度より「活力ある高収益型園芸産地育成事業」に取組み面積維持の7.9ha、レタスが3ha減の22.8ha、ブロッコリーが6.8ha減の29.8haとなり、近年の市況低迷により特に葉菜類の作付面積が激減しました。

令和4年度野菜の販売については、一昨年から規格変更（3kg）になった宅配スイートコーン、夏場の夏秋なすは安定した販売が続いたものの、主力品目が集中する冬場に入り、各品目とも販売に苦戦しました。

果樹のいちじくについては、単価は前年を上回ったものの、9月の台風降雨により収量が前年対比87%と下回りました。

花卉についても、農家減少により面積が前年対比の93%と下回り、販売高で85%となりました。

前年を大きく上回る実績を上げることができました。

その中でも、パッケージセンターを活用したいちご、夏秋ナス、レタスについては、品質向上に努め、夏秋なす単価では、

310円/kgとなりました。園芸全体の販売実績は前年を5,885万円下回る6億9,903万円となりました。

直売所については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度においても積極的にイベントを開催することができない年となりました。その中でも新店舗京築恵みの郷「ちくじょう店」建設が完了しました。京築恵みの郷「ゆくはし店」は前年を1,606万円上回る7億6,324万円となったものの、直売所部門全体としては前年を4,922万円下回る22億2,179万円となりました。

#### ◇購買事業

肥料については、原料価格の高騰に伴い肥料価格も高騰しました。肥料情勢の厳しい中でも、水稻一発肥料及び全農の「銘柄集約による共同購入」に本年度も取組み価格低減に取り組みました。

農薬については、本年度も大型規格を積極的に取り入れ予約注文書に掲載し、普及拡大にも努めました。また、茎葉処理除草剤のキャンペーンも実施しました。

農業機械については、新型コロナウイルス感染症拡大により展示会等は自粛していましたが2月及び3月に開催しました。また、大型特殊免許（農耕用）取得講座も開催しました。

供給実績につきましては、生産資材で14億7,240万円となり、農業機械では4億8,955万円となりました。生活資材については、1億7,734万円となりました。燃料については、燃料価格が高値推移したことで17億5,170万円となり、購買事業全体の供給高は、38億9,100万円となりました。

そのような中、経済利用還元として大口肥料・農薬取引に対し1,078万円、肥料・農薬等生産資材への予約値引き等で8,203万円、燃料取引（A重油施設農家）に対し167万円を還元し、軽油免税額は2,716万円となりました。

また、生産資材の高騰が著しかったことから「営農継続緊急支援金」として、1,903万円支出しました。

#### ◇その他事業

葬祭事業については、利用件数は年間490件（前年比25件増）で、取扱高は4億3,134万円となりました。

## V. 事業活動に関する事項

### 1. 事業活動のトピックス

#### (1) 主要行事

##### 4月

- 1日 人事発令
- 1日 新入職員入組式
- 10日 京築恵みの郷「ゆくはし店」・豊前ふれあい市場ダブル周年祭



##### 5月

- 14日 コンプライアンス責任者研修会
- 17日 第10回女性部通常総代会(書面議決)
- 24日 スイートコーン県庁表敬訪問
- 30日 青色申告新規会員記帳指導会



##### 6月

- 2日 スイートコーン出発式
- 16日 大豆講習会
- 19日 スイートコーン祭り
- 23日 夏秋ナス出荷協議会
- 28日 第9回通常総代会

##### 7月

- 1日 直売所部会総代会
- 6日 相続税対策セミナー
- 8日 第10回青壮年部総会(書面議決)
- 12日 レタス部会総会
- 22日 いちご部会総会
- 27日 第9期「京築農業塾」開講式
- 28日 京築恵みの郷「ちくじょう店」起工式



##### 8月

- 18日 普通作部会総代会
- 26日 消費税インボイス制度説明会(10・11・12月、計5回)

## 10月

18日 麦作振興大会



## 11月

5～26日 年金相談会  
8日 年金友の会ゴルフコンペ  
18日 白ネギ部会出荷協議会  
19日 ガバナンス再構築・不祥事再発防止研修  
29日 ブロックリー部会出荷協議会  
30日 直売所美化コンクール

## 12月

2～9日 人権研修会  
3・4日 人形供養祭  
5日 いちご部会出荷協議会  
8日 レタス部会出荷協議会  
9日 な花部会出荷協議会  
13日 スイートコーン部会生産者大会  
15日 女性部終活学習会  
21日 第9期「京築農業塾」閉講式



## 1月

11日 農機初荷式

## 2月

17・18日 東部農機展示会  
25・26日 みやこ農機展示会



## 3月

2・3日 西部農機展示会  
3～29日 大型特殊免許(農耕用)取得講座(3班編成)  
13日 支店再編日  
19日 京築恵みの郷「ちくじょう店」竣工式  
23・24日 女性部ふれあいの旅(山口県)



## 2. 農業振興活動

### 1 京築地域農業振興計画に基づく農業支援強化による、生産者の所得増大の取り組み

- ①第2次京築地域農業振興計画の4年目にあたり、農業振興支援策の活用により、麦作、園芸の新規栽培者への推進及び面積拡大に努めました。特に麦は作付面積が1,882ha（令和3年実績1,845ha 対比102%）となりました。
- ②地域農業振興を目的とし、令和4年度農業振興支援策として、営農企画部門で36万円、普通作部門で442万円、園芸部門で786万円、地産地消部門341万円、合計1,605万円の助成を行いました。
- ③農業者、集落営農組織等に対し738件（内、記帳代行業務：41件）の青色申告指導等を行い、農業経営支援を実施しました。

### 2 出向く営農指導体制の強化と販路拡大の取り組み

- ①担い手支援担当者による農家への情報発信や提案・意見徴収をするため、訪問活動を実施しましたが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、訪問の自粛を行ったため十分な活動ができませんでした。
- ②インショップ店舗との協議を実施しましたが、取扱量の増大に至りませんでした。また、学校給食は地産地消の取組みを強化し、関係機関と地場産取扱量の拡大に取り組みました。

### 3 園芸品目の生産振興の取り組み

- ①秋冬野菜の推進をしましたが、作付減少に歯止めがかかりませんでした。
- ②普及指導センターと連携し、技術講習会やほ場巡回等を実施しました。
- ③果樹産地の維持拡大のため、新品種（甘うい、秋王、さくひめ等）の産地化を進めました。

### 4 新たな担い手の育成や担い手のレベルアップの取り組み

- ①行政と連携し、新規就農者の説明会の開催しました。
- ②集落営農組織の法人化支援により、管内では55法人となっています。
- ③「京築農業塾」は、13名の受講生で講座を開催しました。
- ④営農指導員育成のため資格取得に努め、新規グレード登録（上級1名、中級4名）をしました。
- ⑤普及指導センターとの連携による営農組織オペレーターを対象に研修会を開催しました。

### 5 京築地区ブランドの確立並びに市場外販売の取り組み

- ①6次化商品の開発に取り組みました。（柚子こしょう）
- ②市場担当者との連携を強化し単価の向上に努めるとともに、更なる農家所得の向上に向けスイートコーン等の市場外流通（郵便局宅配他19,930ケース受注）に努めました。

### 6 直売所から安全安心の農産物情報発信を行い、お客さまに喜ばれる店舗づくりの取り組み

- ①消費者に安全安心を届けるため、残留農薬分析検査(年4回)並びに食品衛生検査に取り組み、店舗においても商品の販売管理に努めました。
- ②直売所営農指導員の育成を図り、端境期出荷の提案や現地にて生産指導を行える指導アイテムを活用できる体制を構築しました。
- ③店舗でのイベントの開催や店舗コンクールを実施し、お客様に喜んでいただける店舗づくりに取り組みました。
- ④生産履歴システム導入により、生産管理の徹底に努めました。

### 3. 地域貢献情報

『私たちは、京築地域の「農」を育む活動を通じて、  
「食」にこだわり、組合員・地域に笑顔と元気を発信します。』

このJA福岡京築 経営基本理念のもと、農業の振興と地域社会の発展に貢献できるよう、さまざまな活動を行っています。これらの活動を通じて、これからも地域になくてはならないJAを目指していきます。

#### (1) 文化的・社会的貢献に関する事項

##### ・地産地消運動の実施

安心・安全・新鮮な地元農産物を学校給食へ供給し、食を通じて地元農産物の旬がわかる取り組みを実施しています。また、管内6か所の直売所において、「食の安心・安全宣言」を掲げ、農作物を中心に地産地消運動を展開しています。

##### ・地域の環境保全

農業資材（マルチ・肥料袋等）の廃プラ回収や使用期限切れの農薬回収を行い環境に配慮した活動を行っています。

##### ・食農教育への貢献

田植えや稲刈り、野菜の定植や収穫等の農作業を楽しんで体験してもらうことで、子供たちに食の大切さ・作ることの大変さ等を感じてもらうための活動を行っています。

#### (2) 利用者ネットワーク化への取り組み

##### ・年金友の会

当JAを年金受取指定していただくと加入できる年金友の会では様々な催しを開催しています。グラウンド・ゴルフ大会やゴルフコンペを通じ、会員との親睦を深めています。

##### ・女性部

女性組合員を中心に各地域の特性を活かした協同活動を行っています。伝統食の継承をすすめる、味噌づくり教室を開催したり、グラウンド・ゴルフ大会や日帰りの旅を開催して親睦の輪を広げています。

また、腹部超音波検診、乳腺超音波検診等、地域の方々の健康促進につながる活動も行っています。

##### ・京築農業塾

就農に意欲のある方や農業に興味のある方を対象に、農業の基礎を学ぶことができる農業塾を開講しています。全10講のカリキュラムで、机上の講義だけでなく実際に圃場での体験型の実習も取り入れています。

令和4年度は、受講生13名で開催しました。

## 4. 情報提供活動

### ・J A広報誌「スマイルけいちく」

毎月15,235部発行し、組合員宅に配布しています。J Aをより身近に感じてもらえるよう季節ごとの出来事や話題・J Aからのお知らせなどを掲載し、地域に密着した情報を発信しています。  
その他、営農アドバイスなど組合員に役立つ情報も発信しています。

### ・ホームページ（アドレス <http://www.ja-kei.or.jp/>）

J Aと組合員や一般消費者を結ぶ新しいコミュニケーションの手段として、J A福岡京築ホームページを開設し、J Aの事業内容やイベント案内など様々な情報を発信しています。

## 5. リスク管理の状況

### ◆リスク管理の体制

#### ◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 内部統制基本方針に関する事項
- ② リスク管理態勢の確立に関する事項
- ③ リスク管理関連の諸施策に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### （1）信用リスク管理

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に人事審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### （2）市場リスク管理

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M委員会が決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (3) 流動性リスク管理

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 J A では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### (5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### (6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◆法令遵守体制（態勢）

◇コンプライアンス基本方針

当 J A では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

[ コンプライアンス基本方針 ]

1. 社会的責任と公共的使命の認識

当 J A の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

5. 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実に努め、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス意識の醸成・共有のため、役職員研修の実施及びコンプライアンス・プログラムの実践に取り組まれました。



## 令和5年度 コンプライアンス・プログラム

### 【取り組み方針】

当 J Aにおいて、不祥事未然防止の取り組み強化は重要な課題の一つである。

ひとたび不祥事が発生すれば、当 J Aのみならず、J Aグループ全体の健全性・信頼性に大きな影響をおよぼす可能性があり、今後も不祥事未然防止の取り組みを進めていく。

### ◇令和5年度の取り組み事項

#### I 基本的取り組み事項

1. ガバナンス、内部統制の機能強化
2. 常勤役員によるトップメッセージの発信
3. 県下一斉点検の実施
4. 実効性ある自主検査の確立
5. 内部通報制度の実効性向上

#### II 具体的取り組み事項

##### 1. 経営層（常勤役員）での取り組み

- (1) コンプライアンスを重視したトップメッセージおよび各事業所等への朝礼巡回での継続的な発信を行い職員の意識の向上を図る。

##### 2. 規程の策定と必要な見直し

- (1) 法令等の改正に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直し  
法令等の改正があった場合には、コンプライアンス・マニュアルの内容見直しを行う。
- (2) 事業継続計画（BCP）及びBCP運用マニュアルの見直し  
大規模災害が発生した場合の J A の対応方針や業務継続に関する取り決めを定める事業継続計画（BCP）及び役職員の初動対応を整理した「事業継続計画（BCP）運用マニュアル」の見直しを行う。

##### 3. 不祥事未然防止に向けた取り組み

- (1) 実効性ある自主検査の実施
  - ① リスク管理担当部署は、本店所管部署と連携し、自主検査項目や頻度の見直しを行い、自ら不備事項を発見し、改善する取組を繰り返し、不祥事を未然に防ぐ態勢を構築する。
  - ② 本店所管部署は、店舗における実施内容を確認・指導し、J A の組織横断的に問題を早期に発見できるよう取り組む。
- (2) 連続職場離脱の100%実施  
連続職場離脱実施要領に基づき、対象者に対して漏れなく実施する。
- (3) 共済推進における職員に対する十分な教育の実施  
共済事業における総合的な監督指針の改正に伴い、組織的要因による不必要な契約を行わないようにするため十分な教育を実施する。
- (4) 組織会計口座の通帳・印鑑の保管状況にかかる外部確認の実施  
リスク管理担当部署は、組合員組織口座のリストをもとに、内部監査部署と連携し、組織代表者に対して、外部確認を実施する。

#### (5) 職員行動管理の徹底

- ① 管理職を対象に「職員行動チェックリスト」「管理者行動チェックリスト」による点検を実施し、部下の行動管理を行う。
- ② 全職員を対象に、「職員行動自主点検表」による点検を行い、自らの行動を振り返る機会を設ける。

#### (6) 内部通報制度（J Aヘルプライン）の活用

公益通報者保護法の改正に伴い内部通報制度（J Aヘルプライン）の整備を行い、当J A内の不祥事の未然防止、早期発見および早期是正に向け機能させる。

### 4. 不祥事再発防止にかかる取り組み

#### (1) コンプライアンス意識の醸成

- ① 各事業所において、職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、毎月一回以上グループディスカッションを実施する。
- ② 職場ミーティング及び朝礼において、当J Aのコンプライアンス基本方針および経営基本理念・行動指針、職員行為基準の唱和を行い、意識醸成を図る。

#### (2) 経費支出に関する起案事務要領に基づく運用確認

全事業所に対して、運用実態について四半期に一度確認のうえ、指導を行う。

#### (3) 外務員活動における現金管理・事務手続きの遵守徹底

利用者との現物授受における事務手続きの徹底および現金を交付する場合、複数名かつ役席者の同席を行う。

#### (4) 内部監査の実施（無通告監査）

内部監査計画に基づく内部監査の実施。

### 5. 個人情報保護法関係

#### (1) 個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

各職場単位で個人データ取扱台帳を整備する。また、個人データ取扱台帳については、年に1回、内容を見直す。

#### (2) 個人データ管理台帳の運用周知

個人データ取扱台帳に記載された個人データの持ち出しや移送・送信等については、個人情報取扱細則に基づき、個人データ管理台帳に記載するという運用面での周知徹底を図る。

### 6. 苦情等処理対応

#### (1) 苦情等対応記録簿の運用

各職場においては、苦情等処理対応要領（信用・共済・信用共済除外版）に基づき、組合員等からの苦情・相談等の情報をもれなく「苦情等対応記録簿」等に記入し、所属長を経由してリスク管理担当部署に報告する。

#### (2) 苦情等相談窓口への対応

組合員や地域利用者からの苦情・相談を真摯に受け止め、連合会と連携して適切な対応を行う。

## 7. コンプライアンスに係る研修計画

コンプライアンスに係る研修を以下のような内容で実施する。

以下に掲げる研修のほか、各種会議体等の中で、コンプライアンス・マニュアル等を活用してコンプライアンス意識の醸成を図る。また、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとする。

対象者

常勤役員（全体職員研修）	年2回	外部講師等による研修
非常勤役員（理事及び監事）	年1回	外部講師等による研修
職員（全体職員研修）	年2回	外部講師等による研修
新入職員研修	年1回	コンプライアンスの意義 コンプライアンス態勢について

## Ⅲ コンプライアンスに係る監査計画

監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画による。

## Ⅳ コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

### 1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底

リスク管理担当部署は、上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに常勤役員会及び理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認する。

### 2. コンプライアンス・プログラムの見直し

自主検査の結果や内部監査・監事監査結果や監査機構監査・行政検査結果等を踏まえ、年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行う。

## V 実施期間

令和5年4月1日から1年間を実施期間とする。

## ◆金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やJA共済連相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0979-82-5555 月～金 9時～17時）

### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター （電話：092-741-3208）

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター （電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米センター （電話：0942-30-0144）

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所

(電話 : 03-5368-5757)

<https://www.icia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆金融商品の勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済・その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

[ 勧 誘 方 針 ]

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

## ◆個人情報の取扱い方針

### ◇ 個人情報保護方針

#### 福岡京築農業協同組合 個人情報保護方針

福岡京築農業協同組合

(平成25年4月1日制定)

(令和4年4月1日最終改定)

福岡京築農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

#### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

#### 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

#### 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

#### 5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

#### 7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

#### 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## ◇ 情報セキュリティ基本方針

### 福岡京築農業協同組合 情報セキュリティ基本方針

福岡京築農業協同組合

(平成25年4月1日制定)

(平成28年1月4日改正)

福岡京築農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## ◆ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、不祥事未然防止、内部統制強化、事務リスク管理体制強化等に重点を置いた内部監査計画に基づき実施しております。監査結果については、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 6. 自己資本の状況

### ◆自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年３月末における自己資本比率は、 $11.19\%$ となりました。

### ◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	福岡京築農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る 基礎項目に算入した額	2,721百万円 (前年度 2,764百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## VI. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

### 1. 決算の状況

#### ◆貸借対照表

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度		
資 産 の 部			負 債 の 部		
1 信用事業資産	160,364,716	157,598,348	1 信用事業負債	164,158,302	161,495,623
(1) 現金	1,176,705	1,088,385	(1) 貯金	163,963,076	161,284,275
(2) 預金	140,167,071	137,580,086	(2) 借入金	5,081	3,505
系統預金	140,157,728	137,561,534	(3) その他の信用事業負債	190,146	207,844
系統外預金	9,343	18,552	未払費用	10,490	7,666
(3) 有価証券	4,621,510	3,700,880	その他の負債	179,655	200,178
国債	1,873,470	1,104,980	2 共済事業負債	510,280	475,367
地方債	2,273,740	2,163,060	(1) 共済資金	219,154	196,862
社債	474,300	432,840	(2) 未経過共済付加収入	291,126	278,504
(4) 貸出金	14,315,149	15,143,443	3 経済事業負債	1,144,331	1,494,205
(5) その他の信用事業資産	89,063	89,994	(1) 経済事業未払金	524,716	757,113
未収収益	81,955	78,213	(2) 経済受託債務	604,053	725,513
その他の資産	7,108	11,782	(3) その他の経済事業負債	15,563	11,579
(6) 貸倒引当金	△ 4,782	△ 4,440	4 設備借入金	120,000	80,000
2 共済事業資産	152	151	5 雑負債	407,865	441,193
(1) その他共済事業資産	152	151	(1) 未払法人税等	65,226	74,782
3 経済事業資産	1,766,145	2,110,379	(2) 資産除去債務	5,539	5,635
(1) 受取手形	230	230	(3) その他の負債	337,100	360,776
(2) 経済事業未収金	768,127	849,185	6 諸引当金	731,514	726,934
(3) 経済受託債権	698,608	817,851	(1) 賞与引当金	93,050	90,924
(4) 棚卸資産	287,733	386,679	(2) 退職給付引当金	607,904	597,681
購買品	254,781	353,024	(3) 役員退職慰労引当金	30,560	38,329
その他の棚卸資産	32,952	33,655	7 再評価に係る繰延税金負債	305,223	298,329
(5) その他の経済事業資産	23,865	64,803	負債の部合計	167,377,516	165,011,651
(6) 貸倒引当金	△ 12,418	△ 8,369	純 資 産 の 部		
4 雑資産	663,520	657,223	1 組合員資本	6,769,969	6,828,583
(1) 貸倒引当金	△ 60	△ 45	(1) 出資金	2,763,761	2,720,501
5 固定資産	6,593,300	6,461,724	(2) 利益剰余金	4,036,671	4,140,673
(1) 有形固定資産	6,586,969	6,456,202	利益準備金	1,418,000	1,448,000
建物	6,810,368	6,870,354	その他利益準備金	2,618,671	2,692,673
機械装置	1,833,967	1,862,804	減損・会計基準変更積立金	118,000	160,000
土地	4,909,087	4,806,183	合併10周年記念積立金	16,000	18,000
建設仮勘定	0	550	施設・設備の取得、改修、取壊し積立金	700,000	600,000
その他の有形固定資産	1,632,100	1,618,189	経営基盤強化積立金	200,000	200,000
減価償却累計額	△ 8,598,553	△ 8,701,878	信用事業経営安定化積立金	100,000	100,000
(2) 無形固定資産	6,332	5,521	農業振興積立金	78,000	73,000
その他の無形固定資産	6,332	5,521	特別積立金	1,083,277	1,083,277
6 外部出資	5,103,392	5,103,394	当期未処分剰余金	323,394	458,397
(1) 外部出資	5,103,392	5,103,394	(うち当期剰余金)	(148,862)	(113,081)
系統出資	4,829,513	4,829,513	(3) 処分未済持分	△ 30,463	△ 32,591
系統外出資	273,879	273,881	2 評価・換算差額等	507,363	287,267
7 繰延税金資産	163,621	196,283	(1) その他有価証券評価差額金	57,728	△ 144,373
			(2) 土地再評価差額金	449,634	431,641
			純 資 産 の 部 合 計	7,277,332	7,115,851
資 産 の 部 合 計	174,654,848	172,127,502	負債および純資産の部合計	174,654,848	172,127,502



## ◆損益計算書

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度		令和3年度	令和4年度
1 事業総利益	3,365,592	3,376,201	(13) 利用事業収益	734,003	761,338
事業収益	7,712,950	7,932,030	(14) 利用事業費用	396,820	435,848
事業費用	4,347,358	4,555,830	利用事業総利益	337,183	325,490
(1) 信用事業収益	1,056,932	1,080,859	(15) 葬祭事業収益	377,880	431,349
資金運用収益	1,007,962	1,010,243	(16) 葬祭事業費用	180,457	214,633
(うち預金利息)	(672,808)	(658,417)	葬祭事業総利益	197,423	216,716
(うち有価証券利息)	(50,821)	(52,629)	(17) 福祉事業収益	0	0
(うち貸出金利息)	(195,597)	(198,977)	(18) 福祉事業費用	0	0
(うちその他受入利息)	(88,737)	(100,220)	福祉事業総利益	0	0
役務取引等収益	36,215	35,515	(19) その他事業収益	10,116	9,643
その他経常収益	12,755	35,101	(20) その他事業費用	2,319	1,726
(2) 信用事業費用	94,261	96,563	その他事業総利益	7,798	7,916
資金調達費用	20,046	18,703	(21) 指導事業収入	10,737	11,681
(うち貯金利息)	(19,714)	(18,503)	(22) 指導事業支出	56,760	63,037
(うち給付補填備金繰入)	(236)	(125)	指導事業収支差額	△ 46,023	△ 51,356
(うち借入金利息)	(95)	(76)	2 事業管理費	3,176,288	3,117,532
役務取引等費用	10,586	9,885	(1) 人件費	2,323,228	2,254,936
その他経常費用	63,629	67,975	(2) 業務費	270,082	283,447
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 676)	(△ 16)	(3) 諸税負担金	83,327	82,469
信用事業総利益	962,670	984,296	(4) 施設費	490,529	485,993
(3) 共済事業収益	932,333	856,366	(5) その他事業管理費	9,123	10,685
共済付加収入	877,261	808,328	事業利益	189,304	258,669
その他の収益	55,072	48,038	3 事業外収益	146,579	137,122
(4) 共済事業費用	43,562	42,265	(1) 受取雑利息	7	5
共済推進費	35,251	35,174	(2) 受取投資配当金	88,424	88,411
共済保全費	7	0	(3) 賃貸料	36,363	34,483
その他の費用	8,304	7,092	(4) 雑収入	21,785	14,222
共済事業総利益	888,771	814,101	4 事業外費用	34,743	18,801
(5) 購買事業収益	3,766,385	3,974,848	(1) 支払雑利息	936	833
購買品供給高	3,686,171	3,891,005	(2) 寄付金	82	87
修理サービス料	25,254	25,983	(3) 雑損失	25,657	7,341
その他の収益	23,108	28,599	(4) 事業外管理費	8,068	10,540
(6) 購買事業費用	3,182,884	3,350,534	経常利益	301,140	376,990
購買品供給原価	3,063,154	3,218,423	5 特別利益	33,023	164,806
購買品供給費	75,867	77,550	(1) 固定資産処分益	819	52,608
修理サービス費	29,641	38,391	(2) 一般補助金	32,204	112,198
その他の費用	14,222	16,171	6 特別損失	124,490	357,135
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 9,564)	△ 3,772	(1) 固定資産処分損	10,123	4,629
購買事業総利益	583,501	624,314	(2) 固定資産圧縮損	32,204	112,198
(7) 販売事業収益	928,387	932,825	(3) 減損損失	82,164	240,308
販売品販売高	557,329	539,207	税引前当期利益	209,673	184,661
販売手数料	335,873	361,891	法人税、住民税及び事業税	82,756	92,353
その他の収益	35,185	31,727	法人税等調整額	△ 21,945	△ 20,773
(8) 販売事業費用	503,597	487,334	法人税等合計	60,811	71,580
販売品販売原価	458,114	441,262	当期剰余金	148,862	113,081
その他の費用	45,483	46,071	当期首繰越剰余金	43,066	60,322
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 883)	△ 277	土地再評価差額金取崩額	27,466	17,994
販売事業総利益	424,790	445,491	減損・会計基準変更積立金取崩額	82,000	240,000
(9) 保管事業収益	13,433	16,728	農業振興積立金取崩額	22,000	27,000
(10) 保管事業費用	3,001	5,877			
保管事業総利益	10,432	10,851			
(11) 加工事業収益	26,348	24,429			
(12) 加工事業費用	27,300	26,047			
加工事業総利益	952	1,618	当期末処分剰余金	323,394	458,397

(注) 農業協同組合施行規則の改正に伴い、各事業の収益および費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

# 令和3年度 注記表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品 (数量管理品)	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

## (2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（及び年金資産）の見込額に基づき計上しています。

### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 4. 収益及び費用の計上基準

### (1) 収益認識に関する事項

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取るが見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ④ 利用事業

育苗センター・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

また、カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業でもあり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑤ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 保管事業及びその他事業

保管事業及びその他事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

### (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

#### (2) L Pガスに関する収益認識

購買事業のうちL Pガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日における利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

#### (3) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については影響は軽微なため、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が231,353千円、事業費用が234,632千円減少し、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益が3,278千円それぞれ増加しております。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

従来、直売所における購買品の損益（前事業年度：収益458百万円、費用384百万円）は「購買事業」として表示しておりましたが、近年直売所機能の重要性が高まっており、事業別の損益をより明瞭に表示するため当事業年度より「販売事業」に含めて表示しております。なお、当事業年度の購買品の収益は414百万円、費用は348百万円です。

## Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 249,721,858円（繰延税金負債と相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 82,163,676円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## V. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は 3,583,152,511円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 土地	(圧縮記帳累計額)	61,406,444円
(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	1,951,812,393円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	81,315,273円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	138,967,438円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	1,205,442,337円
(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	4,952,001円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額)	139,256,625円
計		3,583,152,511円

## 2. 担保に供している資産

① 以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類)	預 金	(金額)	2,000,000,000円
------	-----	------	----------------

## 3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	71,527,194円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0円

## 4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は **10,060,260円**であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0
危険債権	10,060,260
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	10,060,260

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

## 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が帳簿価額（減損損失を計上した土地については減損損失計上後の帳簿価額）との合計額を下回る金額 328,671,156円

## VI. 損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
椎田ふれあい市	営業用店舗	土地	
苧田直売所	営業用店舗	器具備品	
採れたて市場	営業用店舗	土地及び建物附属設備等	
椎田給油所	営業用店舗	土地及び機械装置	
豊前給油所	営業用店舗	土地及び機械装置等	
築東給油所	営業用店舗	土地及び機械装置	
稲光給油所	営業用店舗	土地	
犀川給油所	営業用店舗	土地及び機械装置等	
旧下城井支店	賃貸及び遊休	土地	業務外固定資産
旧上城井支店	賃貸及び遊休	土地及び建物	業務外固定資産
旧西角田出張所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧八津田支所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧葛城支所	賃貸及び遊休	土地	業務外固定資産
旧八屋出張所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧宇島出張所	賃貸	土地及び建物	業務外固定資産
旧三毛門支店	賃貸	土地	業務外固定資産
旧岩屋出張所	賃貸及び遊休	土地及び建物	業務外固定資産
旧合河出張所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧友枝支所	賃貸	土地及び建物	業務外固定資産
友枝茶工場跡地	賃貸	土地	業務外固定資産
行橋駅前駐車場	賃貸	土地	業務外固定資産
行橋中央支店	営業用店舗（うち賃貸）	土地	業務外固定資産
旧延永直売所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧今元支所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧今川支所	賃貸	建物	業務外固定資産
旧稲光支所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧苧田総合センター	賃貸	土地	業務外固定資産
西角田油倉庫	遊休	土地	業務外固定資産
旧角田出張所	遊休	土地	業務外固定資産
旧西部支所事務所	遊休	土地	業務外固定資産
醸造工場	遊休	土地	業務外固定資産
旧東部事務所前倉庫敷地	遊休	土地	業務外固定資産
旧与原支所	遊休	建物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業用店舗については、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、賃貸資産については業務外固定資産であること、遊休資産については将来の使用見込みが無く、土地評価額の減少がみられたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失額
椎 田 ふ れ あ い 市	(土地 139千円)
苅 田 直 売 所	(器具備品 256千円)
採 れ た て 市 場	(土地 1,336千円、建物附属設備 448千円、器具備品 256千円)
椎 田 給 油 所	(土地 9,954千円、機械装置 534千円)
豊 前 給 油 所	(土地 2,637千円、機械装置 3,079千円、器具備品 236千円)
築 東 給 油 所	(土地 11,330千円、機械装置 534千円)
稲 光 給 油 所	(土地 234千円)
犀 川 給 油 所	(土地 226千円、機械装置 534千円、構築物 453千円、器具備品 179千円)
旧 下 城 井 支 店	(土地 4,385千円)
旧 上 城 井 支 店	(土地 3,316千円、建物 439千円)
旧 西 角 田 出 張 所	(土地 3,754千円)
旧 八 津 田 支 所	(土地 2,149千円)
旧 葛 城 支 所	(土地 4,276千円)
旧 八 屋 出 張 所	(土地 543千円)
旧 宇 島 出 張 所	(土地 1,921千円、建物 120千円)
旧 三 毛 門 支 店	(土地 760千円)
旧 岩 屋 出 張 所	(土地 652千円、建物 107千円)
旧 合 河 出 張 所	(土地 254千円)
旧 友 枝 支 所	(土地 944千円、建物 246千円)
友 枝 茶 工 場 跡 地	(土地 273千円)
行 橋 駅 前 駐 車 場	(土地 3,083千円)
行 橋 中 央 支 店	(土地 3,637千円)
旧 延 永 直 売 所	(土地 3,273千円)
旧 今 元 支 所	(土地 750千円)
旧 今 川 支 所	(建物 704千円)
旧 稲 光 支 所	(土地 812千円)
旧 苅 田 総 合 セ ン タ ー	(土地 10,441千円)
西 角 田 油 倉 庫	(土地 17千円)
旧 角 田 出 張 所	(土地 300千円)
旧 西 部 支 所 事 務 所	(土地 380千円)
醸 造 工 場	(土地 2,002千円)
旧 東 部 事 務 所 前 倉 庫 敷 地	(土地 21千円)
旧 与 原 支 所	(建物 212千円)
合 計	82,163千円

(4) 回収可能価額の算定方法

- ・ 賃貸資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.28%で割り引いて算定しています。
- ・ 直売所及び給油所・遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。

2. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、1,692,971円の購買品評価損が含まれています。



## Ⅶ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に人事審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11,837,217円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

科 目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	140,167,070,822	140,168,387,919	1,317,097
有価証券	4,621,510,000	4,621,510,000	—
其他有価証券	4,621,510,000	4,621,510,000	—
貸出金	14,315,149,218		
貸倒引当金 (* 1)	△ 4,781,546		
貸倒引当金控除後	14,310,367,672	14,730,216,707	419,849,035
<b>資 産 計</b>	<b>159,098,948,494</b>	<b>159,520,114,626</b>	<b>421,166,132</b>
貯金	163,963,075,962	163,966,013,773	2,937,811
<b>負 債 計</b>	<b>163,963,075,962</b>	<b>163,966,013,773</b>	<b>2,937,811</b>

\* 1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

#### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位：円)

外部出資 (\* 1) 5,103,392,482円

\* 1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	140,167,070,822	0	0	0	0	0
有価証券	700,000,000	100,000,000	0	200,000,000	200,000,000	3,300,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	700,000,000	100,000,000	0	200,000,000	200,000,000	3,300,000,000
貸出金	1,610,773,145	3,155,933,908	841,564,662	732,173,073	639,021,802	7,333,639,539
合 計	142,477,843,967	3,255,933,908	841,564,662	932,173,073	839,021,802	10,633,639,539

注1：貸出金のうち、当座貸越 312,720,106円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 2,568,089円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	152,909,174,811	5,586,974,066	4,817,900,778	276,705,383	372,320,924	0
合 計	152,909,174,811	5,586,974,066	4,817,900,778	276,705,383	372,320,924	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## VIII. 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

## (1) その他有価証券

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差 額
貸借対照表計 上額が取得価 額又は償却原 価を超えるもの	国 債	1,299,114,935	1,399,990,000	100,875,065
	地 方 債	1,403,119,987	1,521,300,000	118,180,013
	社 債	100,433,775	105,940,000	5,506,225
	小 計	2,802,668,697	3,027,230,000	224,561,303
貸借対照表計 上額が取得価 額又は償却原 価を超えないも の	国 債	498,909,330	473,480,000	△ 25,429,330
	地 方 債	800,000,000	752,440,000	△ 47,560,000
	社 債	400,000,000	368,360,000	△ 31,640,000
	小 計	1,698,909,330	1,594,280,000	△ 104,629,330
合 計		4,501,578,027	4,621,510,000	119,931,973

なお、上記差額から繰延税金負債 62,203,480円を差し引いた額 162,357,823円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## IX. 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制を採用しています。

### 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,624,445,227円
勤務費用	67,581,160円
利息費用	21,119,566円
数理計算上の差異の発生額	△ 6,846,420円
退職給付の支払額	△ 193,860,000円
期末における退職給付債務	1,512,439,533円

### 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,110,371,830円
期待運用収益	11,658,904円
数理計算上の差異の発生額	△ 222,805円
特定退職金共済制度への拠出金	8,205,090円
退職給付の支払額	△ 150,408,200円
期末における年金資産	979,604,819円

### 4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,512,439,533円
特定退職金共済制度	△ 979,604,819円
未積立退職給付債務	532,834,714円
未認識過去勤務費用	0円
未認識数理計算上の差異	75,068,970円
退職給付引当金	607,903,684円

### 5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	67,581,160円
利息費用	21,119,566円
期待運用収益	△ 11,658,904円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 11,662,253円
合計	65,379,569円

### 6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

年金保険投資	93.40%
現金および預金	6.60%
合計	100.00%

### 7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## 8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.30%
期待運用収益率	1.05%

## 9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 27,183,887円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、283,262,000円となっています。

# X. 税効果会計に関する注記

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産		繰延税金負債	
退職給付引当金	168,389,320 円	全農とふくれんの合併	
賞与引当金	25,774,832 円	に係るみなし配当	△ 23,252,488 円
固定資産減損損失	96,880,867 円	資産除去債務に対応する有形固定資産	△ 645,382 円
減損損失（土地）	145,775,706 円	有価証券評価差額金	△ 62,203,480 円
その他	47,766,232 円	繰延税金負債合計 (B)	△ 86,101,350 円
繰延税金資産小計	484,586,957 円		
評価性引当額	△ 234,865,099 円		
繰延税金資産合計 (A)	249,721,858 円		
<b>繰延税金資産の純額 (A) + (B)</b>		<b>163,620,508円</b>	

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

## 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.96%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△ 5.84%
住民税均等割等	4.53%
評価性引当額の増減	2.32%
その他	△ 0.67%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.00%</u>

# XI. 収益認識に関する注記

## 1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 令和4年度 注記表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

## (2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（及び年金資産）の見込額に基づき計上しています。

### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 4. 収益及び費用の計上基準

### (1) 収益認識に関する事項

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ④ 利用事業

育苗センター・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

また、カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業でもあり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ その他事業

保管事業等については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## II. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 263,536,645円（繰延税金負債と相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。



## 2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 240,308,000円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は 3,695,350,511円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 土地	(圧縮記帳累計額)	61,406,444円
(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	2,056,275,393円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	81,315,273円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	146,702,438円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額)	1,205,442,337円
(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	4,952,001円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額)	139,256,625円
計		3,695,350,511円

### 2. 担保に供している資産

① 以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預金	(金額)	2,000,000,000円
---------	------	----------------

### 3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	70,040,008円
・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0円

#### 4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は 8,778,617円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0
危険債権	8,778,617
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	8,778,617

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるもの除く。）をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

#### 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が帳簿価額（減損損失を計上した土地については減損損失計上後の帳簿価額）との合計額を下回る金額 73,528,442円

## IV. 損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
京築恵みの郷 ゆくはし店	営業用店舗	建物及び建物附属設備 他	
採 れ た て 市 場	営業用店舗	土地	
椎 田 給 油 所	営業用店舗	土地	
旧 下 城 井 支 店	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 西 角 田 支 所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 八 津 田 支 所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 八 屋 出 張 所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 宇 島 出 張 所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 東 部 支 所	賃貸	建物及び土地	業務外固定資産
旧 三 毛 門 支 店	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 友 枝 支 所 選 果 場	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 友 枝 支 所 倉 庫	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 椿 市 支 所	賃貸	建物及び土地	業務外固定資産
旧 稲 光 支 所 倉 庫	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 苧 田 総 合 セ ン タ ー	賃貸	土地	業務外固定資産
JR 行 橋 駅 前 駐 車 場	賃貸	土地	業務外固定資産
行 橋 中 央 支 店	営業用店舗（うち賃貸）	土地	業務外固定資産
旧 帆 柱 事 業 所	賃貸	建物	業務外固定資産
旧 角 田 出 張 所	遊休	土地	業務外固定資産
旧 豊 前 西 部 支 店	遊休	土地	業務外固定資産
醸 造 工 場	遊休	土地	業務外固定資産
旧 東 部 支 所 前 倉 庫 敷 地	遊休	土地	業務外固定資産
旧 椎 田 ふ れ あ い 市	遊休	土地	業務外固定資産
旧 豊 前 南 部 支 店	遊休	建物及び建物附属設備 他	業務外固定資産
旧 吉 富 支 店	遊休	建物及び建物附属設備 他	業務外固定資産
旧 長 峡 支 店	遊休	建物及び土地	業務外固定資産
旧 中 京 支 店	遊休	建物及び建物附属設備 他	業務外固定資産
旧 犀 川 給 油 所	遊休	土地	業務外固定資産
旧 稲 光 給 油 所	遊休	土地	業務外固定資産
旧 築 東 給 油 所	遊休	土地	業務外固定資産
旧 犀 川 城 井 支 所	遊休	土地	業務外固定資産
旧 黒 田 支 所	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業用店舗については、短期的に当該店舗の業績回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、賃貸資産については業務外固定資産であること、遊休資産については将来の使用見込みが無く、土地評価額の減少がみられたことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失額
京築恵みの郷 ゆくはし店	(建物 24,391千円、建物附属設備 32,532千円、構築物 他 63,092千円)
採れたて市場	(土地 651千円)
椎田給油所	(土地 250千円)
旧下城井支店	(土地 201千円)
旧西角田支所	(土地 743千円)
旧八津田支所	(土地 119千円)
旧八屋出張所	(土地 357千円)
旧宇島出張所	(土地 757千円)
旧東部支所	(建物 1,544千円、土地 1,492千円)
旧三毛門支店	(土地 655千円)
旧友枝支所 選果場	(土地 381千円)
旧友枝支所 倉庫	(土地 625千円)
旧椿市支所	(建物 385千円、土地 203千円)
旧稲光支所 倉庫	(土地 2,097千円)
旧苜田総合センター	(土地 4,693千円)
JR行橋駅前駐車場	(土地 4,043千円)
行橋中央支店	(土地 2,298千円)
旧帆柱事業所	(建物 2,722千円)
旧角田出張所	(土地 44千円)
旧豊前西部支店	(土地 90千円)
醸造工場	(土地 75千円)
旧東部支所前倉庫敷地	(土地 6千円)
旧椎田ふれあい市	(土地 53千円)
旧豊前南部支店	(建物 8,371千円、建物附属設備 58千円、土地 2,248千円)
旧吉富支店	(建物 5,030千円、建物附属設備 125千円、構築物 他 16,514千円)
旧長峽支店	(建物 1,976千円、土地 5,025千円)
旧中京支店	(建物 39,744千円、建物附属設備 882千円、構築物 他 14,228千円)
旧犀川給油所	(土地 99千円)
旧稲光給油所	(土地 495千円)
旧築東給油所	(土地 294千円)
旧犀川城井支所	(土地 316千円)
旧黒田支所	(土地 396千円)
合 計	240,308千円

(4) 回収可能価額の算定方法

- ・直売所及び給油所の回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.26%で割り引いて算定しています。
- ・賃貸及び遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。

2. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,466,100円の購買品評価損が含まれています。

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に人事審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が51,498,565円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

科 目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	137,580,085,606	137,566,553,054	△ 13,532,552
有価証券	3,700,880,000	3,700,880,000	—
その他有価証券	3,700,880,000	3,700,880,000	—
貸出金	15,143,443,111		
貸倒引当金（*1）	△ 4,439,986		
貸倒引当金控除後	15,139,003,125	15,468,525,254	329,522,129
資 産 計	156,419,968,731	156,735,958,308	315,989,577
貯金	161,284,274,532	161,257,246,209	△ 27,028,323
負 債 計	161,284,274,532	161,257,246,209	△ 27,028,323

\*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（OvernightIndexSwap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

#### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位：円)  
外部出資 5,103,394,482円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	137,580,085,606	0	0	0	0	0
有価証券	100,000,000	0	200,000,000	200,000,000	100,000,000	3,200,000,000
<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	100,000,000	0	200,000,000	200,000,000	100,000,000	3,200,000,000
貸出金	3,730,688,845	986,010,038	874,474,902	776,731,590	675,197,292	8,098,296,555
合 計	141,410,774,451	986,010,038	1,074,474,902	976,731,590	775,197,292	11,298,296,555

注1：貸出金のうち、当座貸越 281,522,735円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 2,456,089円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	151,527,893,234	4,880,267,777	4,118,808,355	393,250,593	364,054,573	0
合 計	151,527,893,234	4,880,267,777	4,118,808,355	393,250,593	364,054,573	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## VI. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差 額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	国 債	599,746,733	672,760,000	73,013,267
	地 方 債	1,402,781,406	1,482,140,000	79,358,594
	社 債	100,358,336	104,740,000	4,381,664
	小 計	2,102,886,475	2,259,640,000	156,753,525
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	国 債	498,945,991	432,220,000	△ 66,725,991
	地 方 債	800,000,000	680,920,000	△ 119,080,000
	社 債	400,000,000	328,100,000	△ 71,900,000
	小 計	1,698,945,991	1,441,240,000	△ 257,705,991
合 計		3,801,832,466	3,700,880,000	△ 100,952,466

なお、上記差額から繰延税金負債 43,420,727円を差し引いた額 144,373,193円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

## Ⅶ. 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

### 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,512,439,533円
勤務費用	60,273,317円
利息費用	19,277,497円
数理計算上の差異の発生額	691,264円
退職給付の支払額	△ 122,901,000円
期末における退職給付債務	1,469,780,611円

### 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	979,604,819円
期待運用収益	10,285,850円
数理計算上の差異の発生額	150,435円
特定退職金共済制度への拠出金	42,317,260円
退職給付の支払額	△ 97,339,277円
期末における年金資産	935,019,087円

### 4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,469,780,611円
特定退職金共済制度	△ 935,019,087円
未積立退職給付債務	534,761,524円
未認識数理計算上の差異	62,919,970円
退職給付引当金	597,681,494円

### 5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	60,273,317円
利息費用	19,277,497円
期待運用収益	△ 10,285,850円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 11,608,171円
合計	57,656,793円

### 6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

年金保険投資	93.80%
現金および預金	6.20%
合計	100.00%

### 7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

### 8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.30%
期待運用収益率	1.05%



## 9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 25,773,514円を拠出しています。

なお、同組合より示された当年度末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、236,361,000円となっています。

## VIII. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産		繰延税金負債	
退職給付引当金	165,557,774 円	全農とふくれんの合併	
賞与引当金	25,185,874 円	に係るみなし配当	△ 23,252,488 円
固定資産減損損失	135,998,754 円	資産除去債務に対応する有形固定資産	△ 580,844 円
減損損失（土地）	153,710,386 円	有価証券評価差額金	△ 43,420,727 円
その他	51,639,653 円	繰延税金負債合計（B）	△ 67,254,059 円
繰延税金資産小計	532,092,441 円		
評価性引当額	△ 268,555,796 円		
繰延税金資産合計（A）	263,536,645 円		
<b>繰延税金資産の純額（A） + （B）</b>		<b>196,282,586円</b>	

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70%
（調整）	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.54%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△ 13.10%
住民税均等割等	5.15%
評価性引当額の増減	18.25%
その他	△ 0.78%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>38.76%</u>

## IX. 収益認識に関する注記

### 1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## ◆剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 当期末処分剰余金	323,394,355	458,396,710
2. 任意積立金取崩額	100,000,000	18,000,000
3. 剰余金処分額	363,071,915	413,709,529
(1) 利益準備金への繰入	30,000,000	30,000,000
(2) 任意積立金の積立	306,000,000	357,000,000
減損・会計基準変更積立金	282,000,000	140,000,000
施設・設備の取得、改修、取壊し積立金	-	150,000,000
経営基盤強化積立金	-	10,000,000
信用事業経営安定化積立金	-	10,000,000
農業振興積立金	22,000,000	27,000,000
合併10周年記念積立金	2,000,000	-
合併15周年記念積立金	-	20,000,000
(3) 出資に対する配当金	27,071,915	26,709,529
4. 次期繰越剰余金	60,322,440	62,687,181

- (注) 1. 出資配当は、年1%の割合です。  
2. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は下表のとおりです。(※1)  
3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額8,000,000円が含まれています。  
4. 今後「事業所・支店再編」等によって減損損失や固定資産処分損、解体費用等が多額となった場合には、該当年度の損益に多大な影響を与えることも想定されます。その影響を最小限なものとするために、「減損・会計基準変更積立金」の積立目標額の見直しを図ることとし、「施設・設備の取得、改修、取壊し積立金」の一部を取り崩し「減損・会計基準変更積立金」に積み替えます。

## (※1) 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額
減損・会計基準変更積立金	減損処理及び退職給付会計等の会計基準変更のため	500,000,000	会計対応に要した費用に見合う額を取り崩す	160,000,000
合併10周年記念積立金	合併10周年の記念式典等を実施するため	20,000,000	合併10周年記念式典を行う際に全額を取り崩す	18,000,000
施設・設備の取得、改修、取壊し積立金	新たに施設・設備を取得、既存施設の改善、遊休施設の取壊しのため	1,000,000,000	土地、施設取得・改修、施設取壊しを行った際にその費用に見合う額を取り崩す	600,000,000
経営基盤強化積立金	将来の経営環境激変に伴う財務悪化に備えるため	300,000,000	臨時的損失及び欠損金が生じた場合に、当該支出額を限度に取り崩す	200,000,000
信用事業経営安定化積立金	J Aバンクの基本方針に基づく、信頼性維持向上及び健全性確保のため	300,000,000	信用事業において大規模な設備投資又は著しく収益が悪化した場合に、必要額を取り崩す	100,000,000
農業振興積立金	地域農業の振興を図るための支出に充てるため	200,000,000	農業振興支援を行った場合及び営農販売部門において欠損金が生じた場合に、当該支出額を限度に取り崩す	73,000,000

## 2. 計算書類の正確性等にかかる確認

### 経営者確認書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月14日

福岡京築農業協同組合

代表理事組合長 進 公義



### 3. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

### 4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	9,255	8,572	8,049	7,712	7,932
事 業 総 利 益	3,901	3,679	3,533	3,365	3,376
信用事業収益	1,268	1,160	1,057	1,056	1,080
(信用事業総利益)	(1,151)	(1,032)	(0,949)	(962)	(984)
共済事業収益	1,142	1,056	1,028	932	856
(共済事業総利益)	(1,084)	(1,005)	(0,980)	(888)	(814)
農業関連事業収益	8,030	7,833	7,634	7,573	8,175
(農業関連事業総利益)	(969)	(963)	(961)	(1,022)	(1,045)
生活その他事業収益	3,505	3,259	2,846	2,337	2,418
(生活その他事業総利益)	(740)	(725)	(682)	(532)	(577)
その他事業収益	16	9	8	7	8
(その他事業総利益)	(△44)	(△47)	(△40)	(△40)	(△45)
経 常 利 益	433	249	272	301	376
当 期 剰 余 金	132	125	84	148	113
出 資 金	2,823	2,843	2,817	2,763	2,720
(出資口数)	2,823,420	2,843,731	2,817,206	2,763,761	2,720,501
純 資 産 額	7,275	7,351	7,311	7,277	7,115
総 資 産 額	166,829	162,687	168,155	174,654	172,127
貯 金 等 残 高	155,960	151,945	157,579	163,963	161,284
貸 出 金 残 高	13,363	13,398	13,658	14,315	15,143
有 価 証 券 残 高	3,579	3,119	3,969	4,621	3,700
剰 余 金 配 当 金 額	28	28	27	27	26
出 資 配 当 額	28	28	27	27	26
事 業 利 用 分 量 配 当 額	0	0	0	0	0
職 員 数	484	485	447	409	395
単 体 自 己 資 本 比 率	11.56	11.46	11.24	11.19	11.19

(注) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

## 5. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	988	922
役務取引等収支	26	26
その他信用事業収支	△51	△33
信用事業粗利益	963	984
信用事業粗利益率	0.60%	0.60%
事業粗利益	3,366	3,376
事業粗利益率	1.79%	1.78%
事業純益	274	340
実質事業純益	274	340
コア事業純益	274	340
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	274	340

(注) 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 総資産 (債務保証見返りを除く) 平均残高 × 100

## 6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	159,861	1,008	0.63	161,780	1,011	0.63
うち預金	141,964	762	0.54	142,755	759	0.53
うち有価証券	3,937	51	1.29	4,355	53	1.21
うち貸出金	13,960	195	1.40	14,670	199	1.36
資金調達勘定	165,414	20	0.01	167,211	19	0.01
うち貯金・定期積金	165,408	20	0.01	167,207	19	0.01
うち借入金	6	0	1.59	4	0	1.80
総資金利ざや	-	-	0.30	-	-	0.31

(注) 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回り + 経費率)  
 経費率 = 信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定 (貯金・定期積立金 + 借入金) 平均残高

## 7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	1	△ 9
うち貸出金	△ 4	3
うち有価証券	5	2
うち預金	0	△ 14
支 払 利 息	△ 14	△ 1
うち貯金	△ 14	△ 1
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	15	△ 8

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の預金には、信連（又は農林中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

## 8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」(P59・P60)をご参照ください。

### ◆ 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,802	6,743
うち、出資金及び資本準備金の額	2,721	2,764
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,141	4,037
うち、外部流出予定額 (△)	27	(△) 27
うち、上記以外に該当するものの額	△ 33	△ 30
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	4
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2	4
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	13	68
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,818	6,815
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	6
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6	6
自己資本	—	—
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	6,811	6,809
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,512	53,846
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,983	△ 2,526
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	3,281	3,280
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	298	754
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,352	6,960
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	60,864	60,807
自己資本比率	—	—
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	11.19	11.19

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。  
 2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
 3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新B I S規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるものことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。



用語	内容
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことであります。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことであります。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/O ストリップ	信用補完機能を持つI/O ストリップとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことであります。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	R03年度			R04年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
現金	1,177	0	0	1,088	0	0
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	1,804	0	0	1,101	0	0
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,398	0	0	2,694	0	0
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	200	20	0	200	20.001	800
我が国の政府関係機関向け	200	20	0	200	20.039	801
地方三公社向け	100	0	0	101	0	0
金融機関及び第一種金融商品取 引業者向け	140,169	28,034	1,121	137,582	27,516	1,100
法人等向け	38	35	1	36	31	1
中小企業等向け及び個人向け	1131	653	26	1,303	774	30
抵当権付住宅ローン	37	13	0	32	8	0
不動産取得等事業向け	22	21	0	18	17	0
3月以上延滞等	13	1	0	12	3	0
取立未済手形	7	1	0	9	1	0
信用保証協会等保証付	9,186	907	36	9,382	929	37
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
出資等	684	684	27	660	660	26
（うち出資等のエクスポージャー）	684	684	27	660	660	26
（うち重要な出資のエクスポ ージャー）	0	0	0	0	0	0
上記以外	16,329	25,983	1,039	17,612	27,510	1,100
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係 るエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
（うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象普通出資等に 係るエクスポージャー）	6,606	16,516	661	6,630	16,575	663
（うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエクスポ ージャー）	0	0	0	239	599	23
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に関するエ クスポージャー）	0	0	0	0	0	0

信用リスク・アセット	R03年度			R04年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	9,722	9,467	379	10,742	10,336	413
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	755	30	0	298	11
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	0	3281	△131	0	3,280	△131
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	173,496	53,847	2,154	172,034	54	2,180
CVAリスク相当額÷8%	—	0	0	—	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	173,496	53,847	2,154	172,034	54,512	2,180

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
6,960	278	6,352	254

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当J Aでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

◇所要自己資本額

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
リスク・アセット等（分母） 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母） 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
60,807	2,432	60,864	2,435

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇標準的手法に関する事項

(単位：百万円)

種 類	令和3年度 信用リスクに関するエクスポージャーの残高			令和4年度 信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク 期末残高	173,496	14,197	4,513	172,034	15,014	3,810
信用リスク 平均残高	159,769	13,963	3,937	161,705	14,672	4,354

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

種 類	令和3年度 信用リスクに関するエクスポージャーの残高			令和4年度 信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国 内	173,496	14,197	4,513	172,034	15,014	3,810
国 外	0	0	0	0	0	0
合 計	173,496	14,197	4,513	172,034	15,014	3,810

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和3年度 信用リスクに関する エクスポージャーの残高			令和4年度 信用リスクに関する エクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法人	農 業	70	70	0	87	87	0
	林 業	6	6	0	7	7	0
	水 産 業	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0
	建 設 ・ 不 動 産 業	200	0	200	200	0	200
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0	0	0	0	0
	運 輸 ・ 通 信 業	101	0	101	101	0	101
	金 融 ・ 保 険 業	146,982	2,187	200	144,421	2,187	200
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	7	7	0	11	11	0
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	4,203	192	4,012	3,576	267	3,309
そ の 他	761	77	0	965	304	0	
個 人	11,666	11,658	0	12,158	12,151	0	
そ の 他	9,499	0	0	10,508	0	0	
合 計		173,496	14,197	4,513	172,034	15,014	3,810

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。  
2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和3年度 信用リスクに関する エクスポージャーの残高			令和4年度 信用リスクに関する エクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法人	1 年 以 下	141,291	420	702	135,361	2,579	100
	1 年 超 3 年 以 下	2,856	2,756	100	5,589	488	201
	3 年 超 5 年 以 下	1,241	839	402	1,167	866	301
	5 年 超 7 年 以 下	1,031	830	201	1,070	769	301
	7 年 超 1 0 年 以 下	1,565	860	706	1,599	1,095	504
	1 0 年 超	10,700	8,298	2,402	11,441	9,038	2,403
	期 限 の 定 め の な い も の	14,812	194	0	15,807	179	0
合 計		173,496	14,197	4,513	172,034	15,014	3,810

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
国 内	13	12
国 外	0	0
合 計	13	12

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
法人	農 業	0	0
	林 業	0	0
	水 産 業	0	0
	製 造 業	0	0
	鉱 業	0	0
	建 設 ・ 不 動 産 業	0	0
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0
	運 輸 ・ 通 信 業	0	0
	金 融 ・ 保 険 業	0	0
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	0	0
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	0	0
	そ の 他	0	0
個 人		13	12
合 計		13	12

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末残 高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	5	4	0	5	4	4	2	0	4	2
個別貸倒引当金	23	12	0	23	12	12	10	0	12	10
国                内	23	12	0	23	12	12	10	0	12	10
国                外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人										
農                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水                産                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製                造                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建                設                ・                不                動                産                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電                気                ・                ガ                ス                ・                熱                供                給                ・                水                道                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運                輸                ・                通                信                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金                融                ・                保                險                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸                売                ・                小                売                ・                飲                食                ・                サ                ー                ビ                ス                業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日                本                国                政                府                ・                地                方                公                共                団                体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ                の                他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個                人	23	12	0	23	12	12	10	0	12	10

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
法人	農                業	0	0
	林                業	0	0
	水                産                業	0	0
	製                造                業	0	0
	鉱                業	0	0
	建                設                ・                不                動                産                業	0	0
	電                気                ・                ガ                ス                ・                熱                供                給                ・                水                道                業	0	0
	運                輸                ・                通                信                業	0	0
	金                融                ・                保                險                業	0	0
	卸                売                ・                小                売                ・                飲                食                ・                サ                ー                ビ                ス                業	0	0
	日                本                国                政                府                ・                地                方                公                共                団                体	0	0
	そ                の                他	0	0
個                人	0	0	
合                計	0	0	



◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1,250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト 0 %	0	5,830	5,830	0	5,289	5,289
	リスク・ウェイト 2 %	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 4 %	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 10 %	0	9,475	9,475	0	9,697	9,697
	リスク・ウェイト 20 %	0	140,190	140,190	0	138,194	138,194
	リスク・ウェイト 35 %	0	37	37	0	16	16
	リスク・ウェイト 50 %	0	567	567	0	8	8
	リスク・ウェイト 75 %	0	832	832	0	1,011	1,011
	リスク・ウェイト 100 %	0	12,901	12,901	0	13,433	13,433
	リスク・ウェイト 150 %	0	0	0	0	1	1
	リスク・ウェイト 250 %	0	4,419	4,419	0	4,683	4,683
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト 1,250%		0	0	0	0	0	0
合計		0	174,251	174,251	0	172,332	172,332

- (注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
  - 1,250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1,250%を適用したエクスポージャーがあります。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手順の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用していません。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ◇ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	101	0	0	101	0
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	1	0	0	2	0	0
中小企業等向け及び個人向け	37	69	0	18	84	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	16	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
中央精算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	0	499	0	0	503	0
合計	38	669	0	20	704	0

- (注) 1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## ◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## ◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての總會等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	5,103	5,103	5,103	5,103
合計	5,103	5,103	5,103	5,103

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンドート方式を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	0	0
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	0	0

## ◆金利リスクに関する事項

### ◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

##### ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

##### ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

##### ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

##### ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当 J A は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 ( $\Delta E V E$ ) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

##### ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の 50%相当額を 0~5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
  - ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
  - ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
  - ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
  - ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。  
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
  - ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
  - ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、短期金利と長期金利の差の増大によるものです。
  - ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・ 金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
  - ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点  
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	73	84	158	122
2	下方パラレルシフト	△ 483	△ 334	2	2
3	スティープ化	366	408		
4	フラット化	△ 244	△ 216		
5	短期金利上昇	△ 105	△ 123		
6	短期金利低下	76	26		
7	最大値	366	408	158	122
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,811		6,809	

Ⅶ. 直近 2 事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		増 減
流 動 性 貯 金	82,812	(50.0)	84,999	(50.8)	2,186
定 期 性 貯 金	82,519	(49.8)	82,134	(49.1)	△ 384
そ の 他 の 貯 金	73	(0.0)	71	(0.0)	△ 2
小 計	165,405	(100.0)	167,205	(100.0)	1,799
譲 渡 性 貯 金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
合 計	159,128	(100.0)	167,205	(100.0)	1,799

- (注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金  
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金  
 3. ( ) 内は構成比です

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		増 減
定 期 貯 金	76,288	(96.9)	74,156	(97.4)	△ 2,131
うち固定自由金利定期	76,280	(99.9)	74,148	(99.9)	△ 2,131
うち変動自由金利定期	7	(0.0)	7	(0.0)	0
定 期 積 金	2,393	(3.0)	1,976	(2.5)	△ 417

- (注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金  
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金  
 3. ( ) 内は構成比です。



◆ 貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手 形 貸 付	122	140	17
証 書 貸 付	11,328	12,050	721
当 座 貸 越	323	294	△ 29
割 引 手 形	0	0	0
金 融 機 関 貸 付	2,187	2,187	0
合 計	13,961	14,672	710

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
固 定 金 利 貸 出	9,131	(63.7)	9,446	(62.3)	315
変 動 金 利 貸 出	4,868	(34.0)	5,412	(35.7)	544
そ の 他	315	(2.2)	283	(1.8)	△ 31
合 計	14,315	(100.0)	15,143	(100.0)	828

(注) ( ) 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	223	201	△ 22
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	30	24	△ 6
小 計	254	226	△ 28
農業信用基金協会保証	9,266	9,482	215
そ の 他 保 証	2,115	2,512	397
小 計	11,381	11,994	612
信 用	2,678	2,922	243
合 計	14,315	15,143	828

## ④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	0	0	0
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	0	0	0
小 計	0	0	0
信 用	0	0	0
合 計	0	0	0

## ⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	10,224 (71.4)	11,066 (73.1)	842
運 転 資 金	4,091 (28.6)	4,077 (26.9)	△ 14
合 計	14,315 (100.0)	15,143 (100.0)	828

(注) ( ) 内は構成比です。

## ⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 林 業	76 (0.5)	94 (0.6)	18
水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
製 造 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
建 設 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
運 輸 ・ 通 信 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
卸売・小売・飲食業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
金 融 ・ 保 険 業	2,187 (15.3)	2,187 (14.4)	0
サ ー ビ ス 業	6 (0.0)	10 (0.1)	4
地 方 公 共 団 体	191 (1.3)	266 (1.8)	75
そ の 他	11,853 (82.8)	12,584 (83.1)	731
合 計	14,318 (100.0)	15,143 (100.0)	825

(注) ( ) 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	677	704	27
穀 作	61	43	△ 18
野 菜 ・ 園 芸	8	10	2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	1	0	△ 1
工 芸 作 物	0	0	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	0	2	2
養 鶏 ・ 養 卵	0	0	0
養 蚕	0	0	0
そ の 他 農 業	607	649	42
農 業 関 連 団 体 等	0	0	0
合 計	677	704	27

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農林業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	628	665	37
農 業 制 度 資 金	49	39	△ 10
農業近代化資金	44	36	△ 8
その他制度資金	5	3	△ 2
合 計	677	704	27

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているものうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
そ の 他	0	0	0
合 計	0	0	0

- (注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円、%)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	03年度	9	1	4	4	9
	04年度	7	3	0	4	7
危険債権	03年度	1	0	1	0	1
	04年度	2	0	2	0	2
要管理債権	03年度	0	0	0	0	0
	04年度	0	0	0	0	0
三月以上延滞債権	03年度	0	0	0	0	0
	04年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	03年度	0	0	0	0	0
	04年度	0	0	0	0	0
小計	03年度	10	1	5	4	10
	04年度	9	3	2	4	9
正常債権	03年度	14,305				
	04年度	15,134				
合計	03年度	14,315				
	04年度	15,143				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒 引当金	1	0		1	0	0	0		0	0
個別貸倒 引当金	5	4	0	5	4	4	4	0	4	4
合計	6	4	0	6	4	4	4	0	4	4

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貸出金償却額	0	0	0

(注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	102	252	100	248
	金額	39,047	68,417	42,320	62,863
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	14	20	0
雑為替	件数	1	2	1	2
	金額	620	1,666	534	1,743
合 計	件数	103	254	101	250
	金額	39,667	70,097	42,874	64,606

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	1,404	1,652	248
地 方 債	2,031	2,203	172
政府保証債	0	0	0
金 融 債	0	0	0
短期社債	0	0	0
社 債	500	500	0
株 式	0	0	0
受 益 証 券	0	0	0
合 計	3,935	4,355	420

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円、%)

		1年以下	1年超3 年以下	3年超5 年以下	5年超7 年以下	7年超10 年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令 和 3 年 度	国債	708	0	0	0	347	818	0	1,873
	地方債	0	101	426	107	439	1,201	0	2,274
	政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
	社債	0	0	0	106	0	368	0	474
	株式	0	0	0	0	0	0	0	0
	受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0
令 和 4 年 度	国債	0	0	0	0	338	765	0	1,103
	地方債	100	208	211	314	220	1,105	0	2,158
	政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
	社債	0	0	105	0	0	328	0	433
	株式	0	0	0	0	0	0	0	0
	受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0	0	0	0

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

種類	令和3年度			令和4年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えるもの	株式	0	0	0	0	0
	債券	0	0	0	0	0
	国債	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0
	社債	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えないもの	株式	0	0	0	0	0
	債券	0	0	0	0	0
	国債	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0
	社債	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

[その他有価証券]

(単位：百万円)

種類	令和3年度			令和4年度			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	0	0	0	0	0	
	債券	3,027	2,802	225	2,260	2,103	157
	国債	1,400	1,299	101	673	600	73
	地方債	1,521	1,403	118	1,482	1,403	79
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社債	106	100	6	105	100	5
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
小計	3,027	2,802	225	2,260	2,103	157	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	0	0	0	0	0	
	債券	1,594	1,699	△ 105	1,441	1,699	△ 258
	国債	474	499	△ 25	432	499	△ 67
	地方債	752	800	△ 48	681	800	△ 119
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社債	368	400	△ 32	328	400	△ 72
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
小計	1,594	1,699	△ 105	1,441	1,699	△ 258	
合計	4,621	4,501	120	3,701	3,802	△ 101	

②金銭の信託の時価情報等

[運用目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	0	0	0	0

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています



[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③デリバティブ取引等（金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

該当する取引はありません。

2. 共済事業

①長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	7,231	151,078	3,051	140,954
	定期生命共済	92	559	42	540
	養老生命共済	556	34,987	314	31,585
	うちこども共済	271	17,486	193	16,209
	医療共済	40	1,519	61	1,406
	がん共済	0	749	0	707
	定期医療共済	0	932	0	834
	介護共済	175	754	40	784
	年金共済	0	0	0	7
建物更生共済	15,078	254,735	9,914	248,003	
合 計	23,173	445,318	13,423	424,824	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等金額等を含む））を記載しています。

②医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	63	0	55
がん共済	1	16	0	16
定期医療共済	0	3	0	3
合 計	1	82	0	74

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

## ③介護系その他の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	295	1,701	210	1,753
認 知 症 共 済	—	—	1,047	1,039
生活障害共済（一時金型）	87	235	30	151
生活障害共済（定期年金型）	12	57	3	51
特定重度疾病共済	878	1,590	665	1,461

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

## ④年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	105	2,718	93	2,587
年 金 開 始 後	—	804	—	767
合 計	105	3,522	93	3,354

(注)金額は、年金年額を記載しています。

## ⑤短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	16,188	15	15,970	16
自 動 車 共 済		808		793
傷 害 共 済	64,414	92	68,461	89
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済		1		1
自賠責共済		205		204
合 計		1,124		1,104

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています

### 3. 農業・生活関連事業

#### (1) 購買事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	取扱高	粗収益(手数料)	取扱高	粗収益(手数料)	
生産資材	肥料	535	75	668	107
	農薬	424	71	451	74
	飼料	4	0	4	0
	農業機械	470	62	493	63
	自動車	0	0	0	0
	燃料	1,427	201	1,463	235
	その他	345	66	345	51
計	3,207	477	3,425	530	
生活資材	食品	139	25	138	24
	衣料品	9	2	8	1
	耐久消費財	1	0	0	0
	日用保健雑貨	0	0	0	0
	家庭燃料	298	114	288	113
	その他	31	4	31	4
計	478	145	465	142	
合計	3,685	622	3,891	672	

#### (2) 販売事業取扱実績

##### ①受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	1,048	37	1,349	51
麦	282	28	485	47
大豆	133	4	108	3
その他穀類	71	11	65	10
野菜	522	9	487	8
果実	183	3	167	3
花き・花木	51	1	44	1
茶	1	0	1	0
種子	46	2	51	2
直売所・インショップ等	1,714	241	1,682	237
合計	4,051	336	4,439	362

## ②買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
直売所・インショップ等	557	113	539	84
合 計	557	113	539	84

## (3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度
収 益	保 管 料	9	11
	検 査 手 数 料	-	-
	そ の 他	4	4
合 計		13	16
費 用	保 管 材 料 費	0	0
	保 管 労 務 費	0	0
	そ の 他	3	5
合 計		3	5

## Ⅷ. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

### 1. 利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.17	0.21	0.04
資本経常利益率	4.21	5.21	1.01
総資産当期純利益率	0.08	0.10	0.02
資本当期純利益率	2.07	2.55	0.48

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100  
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減	
貯貸率	期末	8.73	9.39	0.66
	期中平均	8.44	8.77	0.33
貯証率	期末	2.82	2.29	▲ 0.53
	期中平均	2.38	2.60	0.22

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100  
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100  
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

### 3. 担当職員一人当たり取扱高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	
信用事業	貯金残高	2,002	1,909
	貸出金残高	175	179
共済事業	長期共済保有高	6,100	6,275
経済事業	購買品供給高	42	41
	販売品販売高	84	103

### 4. 一店舗当たり取扱高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度
貯金残高	11,712	16,128
貸出金残高	1,023	1,514
長期共済保有高	31,808	42,482

## IX. 役員等の報酬体系

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	65	0

(注) 1. 対象役員は、理事28名、監事5名です。

2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員6人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。この場合の役員各人別の退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。役員退職慰労金支給算定基準については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員6人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2. 職員等

### (1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当 J A の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当 J A の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和 4 年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

## 3. その他

当 J A の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

